

平成 27 年度第 5 回消費生活審議会会議録

開催日時：平成 28 年 3 月 17 日（木）午前 10 時～11 時 25 分

開催場所：本庁舎 2 階第 3 委員会室

出席委員：渡辺達徳会長、鎌田健司副会長、市川達也委員、大西二郎委員、
加藤房子委員、亀井文委員、亀田治委員、高山真里子委員

市民局：寺田市民局長、小林市民協働推進部長、消費生活センター吉田所長、高橋
主幹兼消費生活係長、熊谷相談啓発係長、菊地主任、笠原主任

議題（1）会議及び会議録の公開の取扱いについて

（渡辺会長） それでは、議題（1）「会議及び会議録の公開について」、センターからご説明をお願いいたします。

（センター） 会議の公開につきましては、仙台市附属機関等の設置及び運営の基準に関する要綱の規定によりまして、公開・非公開を審議会で決定することになっております。また、仙台市情報公開条例第 7 条各号に掲げる情報を扱う場合、その他非公開とすることに相当の理由がある場合のみ非公開となります。なお、会議終了後に会議録を作成いたしまして、市政情報センター及びホームページにおいて閲覧に供しますことを申し添えます。

（渡辺会長） それでは、本日の審議会は公開とすることによろしいでしょうか。

（「はい」の声）

それでは、本日の審議会は公開といたします。

議題（2）会議録署名委員について

（渡辺会長） 続きまして、議題（2）「会議録署名委員について」、センターよりご説明をお願いいたします。

（センター） 会議録の署名につきましては、会議録署名委員制度等を採用することとなつてございます。会長のほか本日ご出席の委員の皆様の中から会議録署名委員 1 名を決めていただくものでございます。

（渡辺会長） では、本日の出席委員の中から署名委員を決めるということです。名簿順とすることになつておりましたので、本日ご出席の方の中から、大西委員にお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

それでは大西委員にお願いします。

議題（3）「仙台市消費生活センター条例の改正について」（報告）

（渡辺会長） それでは、議題（3）「仙台市消費生活センター条例の改正」について、センターより説明願います。

（センター） 仙台市消費生活センター条例の改正につきまして、ご報告申し上げます。資料 1 をご覧ください。今回の条例改正は、消費者安全法の改正に伴うものでございますので、まず法改正の趣旨から説明させていただきます。

国におきまして、高齢者を中心に深刻化する消費者被害を防止し、消費者の安全・安心を確保するため、平成 26 年 6 月に「消費者安全法」が改正されて、地方公共団体における消費生活相談体制を強化するために、消費生活センターを設置している自治体にあっては、センターの設置条例を定めることが規定されました。法が求める条例に規定する具体的な事項として 5 項目あります。「①センターの名称及び位置と事務を行う日時を公示すること、②センター所長及び事務を行うために必要な職員の配置、③国家資格を有する（または資格を有するとみなされる）消費生活相談員の配置、④消費生活相談員の専門性に配慮した適切な人材及び待遇の確保に必要な措置、センターに従事する職員に対する研修機会の確保、⑤として情報の適切な管理に必要な措置」が掲げられています。この改正消費者安全法が本年 4 月 1 日に施行期日を迎えることから、本市におきましては、消費生活センターを開設する際の、昭和 61 年度に制定した既存の仙台市消費生活センター条例に必要事項、資料 1 に改正後の条例を記載してございますが、この第 4 条から第 7 条に当たる部分を追加する形で改正を行うこととして、先日閉会となりました仙台市議会に条例案を提出し、議決を受けたところでございます。条例改正に関する報告は以上でございます。

- (渡辺会長) ありがとうございました。それでは、今ご説明いただいたとおり、これは議題として扱っておりますが、議会で可決成立しているということで、実質的には報告ということで承ることになると思います。ご質問等ございますでしょうか。
特にないようでしたら、審議会としてご報告を承ったということにしたいと思います。

議題（4）「次期仙台市消費生活基本計画・消費者教育推進計画について」（5）「仙台市消費者の安全を守る連絡協議会について」

(渡辺会長) 議題（4）「次期仙台市消費生活基本計画・消費者教育推進計画について」に参りたいと思いますが、これは、議題（5）が関連事項としてございますので（5）「仙台市消費者の安全を守る連絡協議会について」も続けてご説明いただき、その後併せてご意見をいただきたいと思います。

(センター) 議題(4)及び関連して議題（5）について、続けて説明させていただきます。まず、資料 2 「次期仙台市消費生活基本計画・消費者教育推進計画」をご覧ください。詳細につきましては後程ご高覧をいただきたいと存じますが、主なポイントについて説明させていただきます。次期計画につきましては、当審議会において、これまで約 2 年間にわたり、「そもそも消費者市民社会とは何ぞや」と、理念を共有することから始まり、様々なご提言をいただきました。また市民や事業者、小中学校を対象と

したアンケート調査や中間案への意見募集を行い、さらには平成 26 年度より審議会の中で開催している「消費者教育推進地域協議会」において、各分野の専門家の皆様からいただいた情報や、委員の皆様からのご意見などを踏まえ、このたび策定の運びとなりました。また、この間、仙台市議会へも報告を行ってご審議をいただいてまいりました。次期計画につきましては、昨今の消費者を巡る課題及び、消費者教育推進法の施行といった状況などを踏まえて、現行計画を基に、全体及び重要課題の構成を再構築し、消費者教育推進法において努力義務とされた、消費者教育推進計画を包括するものとして策定いたしました。計画の大きな目標として「消費者が安全に安心して暮らせる社会」「消費者市民社会」を、市民や学校、事業者などの幅広い主体との協働で目指すことを掲げております。また、第 4 章では、5 つの重要課題ごとに取り組むべき施策を位置づけ、本市内部の連携だけでなく、外部の関係機関・団体などの連携をさらに強化しあげながら目標に向かっていくことを趣旨としています。「消費者教育推進計画」に関する部分につきましては、消費者市民社会を目指す消費者教育といたしまして、理念の紹介及び、様々な場、主体を想定した施策を掲載しておりますが、計画だけではお伝えしきれない部分もございますので、別に、消費者教育推進計画に関する部分を解説するためのパンフレットを作成中でございます。こちらのカラー刷りの「みんなでつくろう消費者市民社会」がそれとなります。が、計画について、少し具体的に噛み碎いた表現やイラスト等で解説したものでございます。もちろん、それでも、関心のある方にはわかるけれど、一般の方にはまだ難しいという部分もあるかと思いますので、このパンフレットだけで終わりというものではなく、これをベースとして、具体的な事業の中で、各世代・各対象に向け、ふさわしい形で啓発事業を行っていくという位置付けのものでございます。今後、この計画を基に、皆様のご意見を頂戴しながら事業を展開して参りたいと考えております。次に、資料 3 「仙台市消費者の安全を守る連絡協議会」についてをご覧ください。この組織は、先ほどの消費生活センター条例改正の際に説明した同じ法律の改正消費者安全法において、「地方自治体等において設置することができる」とされた「消費者安全確保地域協議会」——これは、近年、とりわけ高齢者の消費者被害が深刻化している中で、高齢者や障害をお持ちの方など、特に配慮を要する消費者を地域で見守るために情報を共有するための組織ですが、その地域協議会の役割を持つものとして設置したものでございます。「消費者の安全を守る連絡協議会」につきまして、本市においては、国の施策に先んじ平成 18 年度に設置し、消費者被害の状況や課題等について、弁護士会などの関係機関との情報共有を行ってまいりました。また、平成 21 年度からは「高齢者の消費者トラブル見守り事業」をスターさせ、地域包括支援センター、民生委員などと連携し、見守りネットワークの構築を進めてきたところ

ですが、このたびの法改正を受け、既存の協議会の組織・構成メンバーを大幅に拡充し、「消費者安全確保地域協議会」の役割をもった協議会として、新たにスタートしたものでございます。構成としては、資料に記載のとおり地域包括支援センター連絡協議会、民生委員児童委員協議会、社会福祉協議会などの福祉団体や、連合町内会長会、老人クラブ連合会などの地域団体、宮城県警察本部や弁護士会、司法書士会などの司法の専門家、みやぎ生協さんなどの事業者といった構成となっております。先月2月15日に、新しい組織での初会合を開催し、会長と副会長を選出して、事務局から会の設置目的や本市の消費者被害の現状について説明し、宮城県警察本部より特殊詐欺被害の現状についてご説明いただきました。また、各構成団体の皆様からは、日頃の活動紹介などをしていただき、会の運営などについてのご提案もいただいたところです。今後、年に1~2回会議を開催し、地域での見守りを進めるために、テーマを設定するなどして情報共有の強化につとめ、顔の見える関係を構築し、構成団体相互の連携を深めるための取組みを行ってまいりたいと考えております。今後、新しい消費生活基本計画に基づき施策を進めていくことになりますが、本日は、この「消費者の安全を守る連絡協議会」も含め、どのような方法で進めればより効果的か、また、どのような連携でどのような方向に行くとよろしいかなど、委員の皆様それぞれのお立場から、ご提言を頂戴できればと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

(渡辺会長) ただいま、議題(4)「次期仙台市消費生活基本計画・消費者教育推進計画」及び議題(5)「仙台市消費者の安全を守る連絡協議会」についてご説明いただきました。今後、この基本計画に従って、施策を効率的に進めていくために、どのようなことに留意したらよろしいか等について、委員の皆様方からご意見を頂戴したいと考えております。連携の可能性や課題、あるいはご質問など、どのような観点からでも結構ですので、お一人ずつご発言をいただければと思います。ご発言いただいた後で、ご発言を受けて意見交換ができるべと考えております。

(高山委員) 「消費者の安全を守る連絡協議会」の16団体の中に、農協などが入ってもいいのではと思っております。農家の方は年齢の高い方も多いし、農協の組合の力というのは大きく強いので、高齢者向けのメッセージができるのではないかと感じました。また、農家というものは、消費者というよりは生産者の立場にあるので、消費者の安全を守るという反面、生産者に対する教育というものにつながっていくのではと考えます。

(亀田委員) 基本計画を拝見し、「消費者市民社会」という非常に高邁な理想が掲げられ、これが実現すれば社会的にも非常にいいことだと思いますが、なかなか難しい部分があると思います。ここにも書いてあるとおり、まず身の回りのことから、小さいアクションを起こして、小さい気づきの中から消費者の皆様が行動を起こし、それが広がって消費者市民社会が形

成されていけばよいのでは、責任ある消費者が育成されていけば、非常に素晴らしい社会になるのではないかと思いました。いろいろな属性の方に、いろいろな広報をしてということが書いてありますが、さきほどATMに行ったところ、「振り込め詐欺にご注意」というチラシがおいてありました。このようなちょっとしたことが、いろいろな所で多発的に行われていくと非常にいいのではと思います。最近ラジオなどでも行われていますが、そのように多面的に行うといろいろな階層に対して広報ができていくのではと思います。防犯協会の役員をしておりますが、警察の担当官の方から、宮城県は特殊詐欺の被害が多いので注意してほしい、という注意喚起などがありますが、そのようにいろいろな所で注意喚起していく必要があります。また、資料3の連絡協議会の構成員について、高山委員からもお話がありましたが、ちょっと偏っているのではという感じがしました。例えば事業者の立場ですと、みやぎ生協さん、日専連さんとなっていますが、事業者の部分でもう少し幅を広げてもいいのではないかと思います。今までの消費生活センターの枠内という感じがしますので、商工会議者、農協などもう少し枠を広げてみてもいいのではないかと思います。話が戻りますが、さまざまな形で広報が行われていますが、協議会の中に町内会関係などが入っていますので、コミュニティに対する啓発活動にも重点を置かれるといいと思います。また、学校関係の団体、例えば学校関係や市P連などが入るともう少し違う側面が出てくるのかと思います。

(亀井委員) 基本計画に掲げられている目標は素晴らしいですが、施策としてどのように進めていくかというところで感じたことをお話しさせていただきます。小中高と連携されて大学のことはあまり書かれていなかつたかと思いますが、小学生のころにベーシックなことを身に付けることは大切ですので、教育委員会に働きかけて出前講座の時間をいただき、時間も限られていますので、小学校ではこれ、中学校ではこれというふうに決めて、義務教育で行えばほとんどの市民を教育できるということになりますので、センターが小学校中学校と連携して行っていくのが大事なのではないかと思います。小中学校などでは、ベーシックな消費生活に関するお話を家庭科や生活科で行われていますが、時間が限られると思いますので、もう少し拡充していただくよう働きかけていただけたらと思いました。大学に消費者教育のエキスパートの先生がいないため、そのような教育がおこなわれているかというとそうではありません。大学生がそのような教育を受ける機会はなかなかないと思います。大学でも教養課程のどこかの時間に出前講座をしていただくということも可能だと思いますし、教育機関の連携で消費者教育を進めていければと思いました。

(加藤委員) まず、パンフレットについて、今後に向けての課題だと思いますが、中間案に対するパブコメの中で「消費者市民社会の形成と消費者教育の推

進というものをどのように進めていくかという視点が基本計画の中で弱いという意見がありました。それに対して、最終案を見るとさほど変わつておらず、私としては「消費者市民社会」と「消費者教育」がつながっているようには受け止められません。パンフレットを配るに際し、学習資料として配布しない限り、表題にある「みんなでつくろう消費者市民社会」というのが計画と結びつかないと思います。出前講座なり、パートナーの方を通じて、きちんと説明しながら配布しないと理解が進まないと思いました。また、パブコメの意見にもありましたが、消費生活パートナーについて、きちんと成果を検証評価しながら毎年毎年行つていった方がいいと思います。パートナーの方が書いたと思われる意見にそのような要望もありましたので、よりよい方向に行くよう、審議会のなかでも検証していった方がいいと思いました。また、宮城県の方でも今年度から消費生活センター制度というものが始まり、私も県の審議会委員でもある立場上、養成講座を受講し、センターの認定を受けたわけですが、市内の地域包括支援センターの若い職員の方々が参加されていました。このような勉強をするのは初めてでとても大事なことだと思いましたとお話をされていました。なぜ仙台市の消費生活パートナーになつていなかつたのか疑問に思いました。安全を守る協議会に、パートナーになっている方を入れないと、団体ごとにやってくださいだけではセンターとの連携が進まないと思いました。私も今までと同じ構成団体だけでやつていくのでは結局同じ結果になるのではと思いましたので、今までの視点ではないような団体を入れていかないと進まないではと思います。みやぎ生協も入っていますが、理由は共同購入やお弁当の宅配、それからメンバー活動の観点で入っていると思いますが、ヤマトさんなども高齢者見守りの関係で東京都の方ではネットワークに入つていると伺いますので、今までにない視点で団体を構成していかないと、偏りがあつて同じようになつてしまふのではないかという印象を持ちました。

(大西委員) 私も亀井委員、加藤委員に賛同するところがありますが、私は企業において品質管理、物づくりに携わっておりますのと、消費者相談にも長年携わつて來ております。そういう観点から消費者市民社会の推進と消費者被害の防止ということを考えますと、消費者教育は非常に重要だと考えております。企業の中にいるのと併せて、事業者の消費者対応の団体にも所属しており、消費者教育にはいろいろ取り組もうという努力をしてまいりました。去年も小学校を回つて、製品の安全や被害の防止についての出前授業を行おうとしましたが、なかなか受け入れてくれる学校はありませんでした。審議会が消費者教育推進地域協議会の役割を併せ持つてゐることになりますが、時間的な制約を考えると、地域協議会の役割・機能をどのくらい達成できるのかということを少し疑問に思つています。そういう観点から今日お持ちした資料は、先週東京

で環境教育推進委員の育成講座を受けてまいりまして、横浜国立大学の松葉口先生の講義を聞いてまいりました。その時に配布していただいた資料です。地域協議会の役割などが俯瞰できる資料として参考になるのではないかということでお持ちしました。こういったことも含め2点ほど質問があります。ひとつは、消費者教育推進地域協議会の役割機能はどこまで考えていらっしゃるのか。実践的にどこまでできるのかということです。2点目は、今回の資料を読んで参りますと、教育委員会と教師と消費生活センターと併せもった中で消費者教育連絡会議を設立されるのかと読みましたが、この連絡会議と消費者教育推進地域協議会の関係性がどうなのかということをお聞きしたいと思います。また、私自身の経験からしますと、市内にも、消費者教育に関わることができる人がいると考えます。またみやぎ生協さんを始め、私が所属していますACAP や NACS ではいろいろなツールも準備しています。足りないのが場、教える機会がないということです。私達からすると教えようと思っているのですが、場・機会がない。ミスマッチしているように思います。そういう点から、消費生活センターが地域協議会の役割も含めて中核になると考えておりますが、一度声掛けしていただいて、どういった事業でどういったツールがあって、どのような考えでいるのかということをヒアリングしていただければいいのではないかと考えております。例えば ACAP であれ、みやぎ生協さんであれ、NACS であれ、そういう中でトータル的に有効的なエネルギーを活用して進めていっていただければ、非常にいい結果が出ると考えております。ご検討いただければと思います。

(市川委員) 主に高齢者に関わる地域包括支援センターで仕事をしていますので、主に重要課題の高齢者に関わるところでお話しさせていただきたいと思います。施策の中に「関係機関との連携の強化」ということが謳われ、見守りを行う団体との連携の強化、情報の共有の創出、仙台市消費者の安全を守る連絡協議会による見守りネットワークの強化ということがあります。私達地域包括支援センターの業務の一つに権利擁護業務というものがありまして、その中で消費者被害の防止及び対応を行っておりまして、仙台市や県の消費生活センターと連携を取りながら実際に対応をしています。仙台市内に 50 か所の地域包括支援センターがありまして、それぞれのセンターで相談を受けて、センターでも独自に講座などの活動を行っています。50 のセンターでそれぞれ地域の団体等とのネットワークを持っていますので、支援センターが持っているネットワークもこの連携の強化に活用できるのではないかと思います。啓発活動に関しては、構成団体ということで、特殊詐欺被害に関しては、現在仙台南警察署管内の支援センターに勤めておりますが、去年の 10 月、仙台南警察署に特殊詐欺被害防止に向けて、関係する団体が集まり、現状や対策、意見交換する会議が開催され参加しましたが、その中には金融機

関やスーパーの方が来ていらっしゃり、第一線で被害の発見や対応をされている、実際のお話を伺いました。その中で、対応の生々しい様子や難しさについてのお話なども聞くことができましたので、守る協議会には県警の方もいるので、スーパーや金融機関から上がってきた意見をこの連絡協議会の場で出してもらってもいいのかと思いました。

(鎌田副会長) 私の方からは 3 点あります。一つ目は基本計画についてですが、皆さんで審議した結果、充実したものができるたと思いますので、市民の皆さんにもぜひ見ていただきたいと思います。まだホームページには掲載されていないと思いますが、どこに掲載されているのか探すときに、意外とたどり着かないのです。私は仙台市の基本計画を知っているので、打ち込めば出てくるのですが、知らない人が仙台市のホームページから行こうとすると、意外とたどり着けないです。「暮らしのガイド」に 7 つぐらい、手続きと相談というところに 7 つぐらい項目があって、その中の「手続きと相談」、次に「相談」をクリックするとまた 8 つぐらい項目があり、「消費生活の相談」をクリックして…「消費生活センターをクリックするとようやく「消費生活センター」のページにたどり着いて、ずっと下の方にスクロールするとようやく基本計画の項目が出てきます。宝探しのような感じです。去年、生協主催のシンポジウムで阿南さんからも、仙台市の消費生活センターのページになかなかたどりつけないとお叱りを受けた記憶があります。せっかくいいものができたので、もう少し見えるようになるといいと思います。これだけ消費者被害、詐欺被害がクローズアップされている中ですので、この機会に、もう少し消費生活センターのページにたどり着きやすくなればいいと思います。二つ目が、仙台市消費者の安全を守る連絡協議会についてです。この中で何をやっていくかということですが、例えば、市民は、振り込め詐欺などの言葉を、何となくはわかっているけれども、それでも被害に遭ってしまう。自分が今直面しているのがそれであるとか、実際直面したときの対処ができなかったりします。防災対策では防災訓練や避難訓練というものが行われています。日頃から訓練して、災害に遭った時に対応できるようにしますが、消費者被害に関しても同じようなことができないものかと考えています。手軽なものですと、出前講座などで、実際のやりとりをしてみるとなるということになるのでしょうか、実際に自宅にいる方に、詐欺師を装って電話をかけるということができないものかなと思っています。「何時から何時までの間にお電話がいくかもしれません」という予告をしたうえで、実際に電話をしてみるとなるということですが。協力してくれる町内会があればそういうこともできるのでしょうか。県警さんも入っていますし、言わないで行ったりすると犯罪にも該当してきそうなので、予告した上で行うことができないものかと考えています。避難訓練ですと、防災無線などで前もって予告することで混乱なく行っていますので、連絡協議会のような場で検討していただければと思いま

した。三つ目は、日本弁護士連合会の消費者問題対策委員会で、岩波書店から「お買い物で世界を変える」という本を出版いたしましたので、この場で紹介させていただきます。「消費者市民社会」を市民に理解していただくために、市民向けなので平易に、身近なテーマで書いてあります。

(渡辺会長) ありがとうございます。皆様から具体的で建設的なご意見を頂戴できたと思います。私からは今まで出なかったことについてお話しさせていただきます。この5年間、この基本計画で行きましょうということで策定されましたが、中身については策定に至るまでの経緯を反映して大変良いものが出来上がっております。中にはなおご意見等もございますでしょうし、今後運営して行く上での課題もたくさんあるだろうと思います。何年間かにわたる基本計画ですとか中期計画を立てる上での常なのだと思いますが、これから5年というと大変長いことは間違いございません。その中で重点を置くべきことがらが変化してくる、あるいはこの基本計画を立てた時にはあまり念頭においていなかつたことが顕在化してきたり、ということがおそらくあるだろうと思います。そういう場合の機動性を確保していくことが大変重要であると思います。おそらく企業などでも年度の事業計画、それから3年、5年の中期計画というものを立てるだろうと思いますが、一旦計画を立てたら何が何でも遂行していくことではなく、その時々の経済情勢や会社が置かれた状況に伴ってローリングさせていく、例えば3年計画であれば初年度はそれに沿ってスタートすることにはなりますが1年経った時点で見直して、3年計画は3年計画として、その下の次元で、1年間で具体化してきたことや新しい課題として認識してきたことといったものをうまく取り込んで、ローリングさせながら実施していくということがおそらく常なのだと思います。おそらく、立派な計画ができたから何が何でも3年間、5年間これで行くのだという企業は、この世の中では、つぶれるだろうと思います。同じことがこの基本計画にも言えるだろうと思いますので、私たちも含めて、あるいは今のお話でも出た連絡協議会などにおいても知恵を絞って、良いものを実践していきたいと考えております。今、2020年問題というものが、いろいろな所で喧伝されています。国の方でも2020年に向けてさまざまな形で消費生活や消費者問題に関わる取り組みを新しく打ち出してきてると思います。これまであまり認識されていなかつたことを、強烈に推進するというものが、いいかどうかは別問題として、出てきたりします。それらはその時々の重要性を反映していると思いますので、そういうものが出てきたときは、審議会の場ですとか、もっと機動的な場所で対応できるようないい仕掛けを作っていくればいいし、我々も一人一人知恵を出していきたいということを、思いとして強くいたしました。

(渡辺会長) それでは一通りご意見を頂戴しましたので、補足のご発言ですか、ご

質問、それから意見交換に時間を割いていきたいと思いますが、今のご発言をいただいた中で、ご質問がいくつありましたので、それについて可能であればセンターからお答えいただければと思います。一つは複数の方からご質問がありました、連絡協議会の関係ですが、構成 16 団体を拡大するとか、あるいはオブザーバーなどの形で参与していただくなど、形としてはいろいろ考えられますが、ご意見としては、これまでと違った観点から構成員や役割を考えてはどうでしょうかというご提言があったと思いますが、その辺についてお話を伺えればと思います。また、大西委員から、協議会の役割をどのように考えているかという質問がございました。また、協議会と連絡会議との役割分担についてのご質問がありました。お答えの準備がありましたらお願ひいたします。

(センター) まず、連絡協議会の構成メンバーについてでございます。今回は、特殊詐欺が喫緊の課題で、高齢者が被害に遭われるということが多い中で、そういった方々を見守る場におられるかたがたをメインとしてメンバーになっていただきました。本日皆様からご意見をいただきましたように、これがベストだとは思っておりませんので、ご提案にありましたように、金融機関の方や、農業関係者などを加えていくことも柔軟に対応していきたいと考えております。次に、消費生活審議会と守る協議会、消費者教育連絡会議の関係性ですが、まず、全ての施策を統括するのがこちらの審議会、個別の事業を推進していく組織として、消費者の安全を守る連絡協議会であったり消費者教育連絡会議があるとお考えいただければと思います。また、大西委員から、人材はたくさんいるので、そういった方々の活動も検討してはどうかというご提言をいただきました。こちらについても、機会を設けてそういった方々との意見交換などができるいいと考えております。鎌田委員からいただいたホームページになかなかたどり着けないというご意見ですが、私どもとしても悩ましいところですが、仙台市としてホームページの構成を変える計画がありますので、その中で少しでも改善できればと考えており、担当課の方へ働きかけをしているところでございます。次にパートナーの活動については、毎年度募集をしていく訳ですが、検証しながら次につなげていきたいと考えているところです。計画自体の評価につきましても毎年度評価を行いますが、その中で必要な見直しを行っていきたいと考えております。

(渡辺会長) 一通りご提言をいただき、ご質問に対するお答えもいただきましたので、また議論の場に戻りたいと思います。追加のご質問やご意見がありましたら自由にお願いいたします。

(加藤委員) 宮城県の消費生活サポーターの認定を受けた方は、各市町村との連携をとっていいかどうかという確認をされました。仙台市ならば仙台市消費生活センターからの呼びかけがあったら協力できるかどうかという確認があり、協力できるとした場合、宮城県のサポーターになった人と仙

台市の消費生活パートナーになった人との関係性がよくわからなかつたのですが、うまく連携できるのでしょうか。

(センター) 宮城県さんの方から、県のサポーターとして、仙台市民のこういった方が登録しており、協力要請をする場合は県を通して声掛けしますのでというお話はいただいております。しかし仙台市の場合、パートナーさんがいらっしゃいますので、啓発などにご協力をいただく場合には仙台市のパートナーさんにお願いしたいと考えております。

(加藤委員) 仙台市内の地域包括支援センターの職員の方が県のサポーター養成講座に5~6人参加していましたが、その方はパートナーになつてないわけですよね。もつたいないと思いました。

(センター) 毎年度募集していくので、その中で働きかけていきたいと思います。また、地域包括支援センター連絡協議会さんも守る協議会の構成団体になつていただいていますので、その情報を各包括支援センターにおろしていただければいいのではないかと思います。

(渡辺会長) 今後ぜひ、具体的なご検討をお願いできればと思います。今の点でも結構ですし、ほかの点でも結構ですので、ほかにございませんでしょうか。

(大西委員) 先ほどの私の質問に続くところになるのですが、消費者教育推進地域協議会というのは非常に重要であると考えております。これを消費生活審議会と併設することになつてしまふと、開催される回数が限られるということになります。実際には、消費者行政のコーディネータ役としての消費生活センターの役割が中核となっていくと考えておりますが、これを明確にしていった中でやっていかないと、なおかつ私達委員として地域協議会の中で何を役割として持っていくのかということがよくわからないような気がします。もっと明確に、消費生活センターが中核になるのだということをオープンにした方がいいと思います。そして、センターを中核としてわれわれ委員が参画し、いろいろな具体的な事案に対して多様な経験、見識をもつて取り組んでいく、実践的な地域協議会にしていただければと思います。

(渡辺会長) ご要望、ご意見ということでよろしいですか。今の段階で何かお答えいただけることはありますか。

(センター) 参考とさせていただきます。

(渡辺会長) 協議会の関係でご意見が多いというのは、やはり期待度が高いということにもなろうと思います。その他の点でも結構ですが何かございませんか。亀井委員からは学校教育の場のことが重要なものとしてございましたし、そのほかの点でもご意見、ご質問がありましたらお願ひします。

(加藤委員) 宮城県生協連で9つの大学生協が会員になられていますが、大学生協自体は新入生向けなどにオリエンテーションを行ったり、消費者トラブルについてのリーフレットを配布したりしておられるようですが、先生たちとはうまくマッチしていないような話を先日大学生協からいただきました。大学生協と消費者問題に関心のある先生との、大学の中でのコ

ミュニケーションをとっていただくように、お話しできるところには個別にお話ししていますが、大学の中でのコミュニケーションができていないように感じました。

(渡辺会長) 少しだけコメントさせていただくと、大学では今ご指摘いただきましたとおり、大学生協では特に新入生を対象とした啓発等を行ってくれております。また、学校の方でも例えば新入生オリエンテーションの一環として、大学が資料を作って啓発を行っている例もございます。これは大学次第なのですが、いわゆる消費者問題ですとか、消費者をめぐる法律に関する正規の授業ですかスポットの講座などを行うかどうかは大学あるいは学部次第となってしまい、大学全体としての新入生オリエンテーションや大学のカリキュラム、それから生協というのが、縦割りになってしまっているということが確かにあります。

(センター) 実は消費生活センターでも、大学にご案内を差し上げ、ご要請いただいた場合に、新入生向けのオリエンテーションなどに出向いて出前講座による啓発を実施しております。大学さんによっては、毎年度ご用命いただいている学校もありますが、いろいろでございます。

(渡辺会長) ありがとうございます。いろいろだということです。縦割りですと、マンパワーの無駄が生じますので横の連携によって、マンパワーだけではなく、より有効な効果が得られるということになると思います。大学に、少し動きが遅いところがあるのは私自身忸怩たる部分がありますが、この場でそのようなお話を頂戴したということは私自身も受け止めておきたいと思います。あとは情報提供ということになりますが、比較的最近、業界団体の会合などに出る機会がありましたら、二つのことをこの場でお話ししたいと思います。一つは、様々な業界団体が、消費者啓発のパンフレットのようなものを作っております。これは、大学から要請があって、数千部、数百部単位で大学に送っているところもあるということを聞きました。具体的にはクレジットのようなものですが、大学から要請があって「若者とクレジット」といった内容のものを送っているという例があるということでした。もう一つは、先ほど私がお話しした中では、大学の正規の講座やカリキュラムとしての消費者教育ということにかかわって参りますが、審議会の場でも何年か前にお話が出たと記憶していますが、大学の中で、消費者のための啓発や講座といったものを、業界団体、あるいは消費者問題に造詣の深い弁護士さんなどを招いて、大学の正規の単位として認めるという例が出てきております。1時間だけ行うというものはこれまでもありましたが、私が聞いた例では2単位、これは前期又は後期の15回分の授業を、消費者関係の方々を招いて、正規の大学の授業として単位認定するところも出てきているということでした。これは大学の事情ですか、様々な学部を抱えているなかで、どこまで取り組めるかなかなか難しいと思いますが、少しずつ底上げを図っていくことが重要なのではないかと思います。

(加藤委員) 先ほど鎌田委員がおっしゃった、特殊詐欺の電話対応についてですが、以前、いざみ高等支援学校の先生が、卒業前の生徒に、先生が悪質業者の役割をして生徒を勧誘し、その受け答えをみんなで聞いてというロールプレイが効果を上げていると聞きました。出前講座に来た元気な高齢者などに、出前講座はどうしても他人事のように聞いてしまい、いざ自分に電話が来るとパニックになってしまうことがあると思いますので、高齢者の方にも、出前講座だけではなく、支援学校で行っていることをやっていかないと、マイナンバー、電力自由化などに併せ最先端の詐欺がどんどん出てきます。マイナス金利になった途端、家にお金を保管するような時代になっていると聞いたことがあります、投資詐欺などに遭いややすくなるのではないかと思いますので、ロールプレイを高齢者の方に取り入れていけないものかと思います。安全を守る連絡協議会でご検討いただけないでしょうか。

(渡辺会長) この連絡協議会については、高齢者や障害のある方の見守り等に関することを眼目としていますので、その場で検討していただくことが有効であるという気がいたします。ぜひともよろしくお願ひできればと思います。

(高山委員) 消費生活パートナー事業を初めて知り、とてもいいことだと思いましたので、このような事業をもっと宣伝してほしいし、例えば表彰するとか、もっとアピールした方がいいのではないかと思います。パートナー事業を知っている仙台市民は何人いるのかなと思います。せっかくボランティアで活動しているので、そういうた何らかのシステムがあればいいのではと思います。

(渡辺会長) 先ほどウェブサイトのお話がありましたが、広報・宣伝の問題かと思います。他になれば、この議題についてはこれで終了ということでおろしいでしょうか。

(市民局長) 改めまして、お忙しい年度末にご出席いただきありがとうございます。消費生活基本計画に関しましては、これまで約2年度にわたりまして基本的な理念の部分からご議論をいただきましたが、このたび策定の運びとなりましたことにまず感謝申し上げます。法律や消費者庁の要請もありまして、また時代背景も反映いたしました、消費生活に係る施策を幅広く網羅できた計画になったと思います。先ほど渡辺会長からもご指摘があったとおり、とりあえず、今のグローバル化・ボーダレス化、あるいは情報の氾濫など、さまざまな社会状況について、計画では述べてございます。そしてこの5年間、これらの変化はますます加速するものと思われ、その変化の中でまた新たな課題も生じてくると予想されます。先ほど、機動的に対応できるようにローリングしていく必要があるというお話をいただきました。また具体的な施策についてたくさんのご提案をいただきました。学校での教育については我々も悩みの種でございまして、とにかく今学校では、忙しすぎる。授業と行事で追われ、さらに、

この部屋はたまたま議会の市民教育委員会が行われる部屋ですが、今年はいじめの話などが、どうしても中心になりました。そちらの方に追われて、授業、行事、いじめ、そのほかにも色々な課題があるものですから、例えば、市民局ですと、先ほどお話しがありましたが、みんなに理解してほしい分野として、自転車の交通安全が震災以降課題になっています。特に若者がルールを守らず、スピードを出しすぎたり、信号を無視したり、右側通行したり、といったことを何とか直したいと、学校と一緒にになってやっていきたいのですが、授業の隙間の時間も見つけられないといった悩みがございます。そのような中で、出前講座を押し売りに近いほどPRして行っています。しかし、講座に来られるような方は、口コミで広がっていくのでいいのですが、なかなかそういうところに出てこない皆さん、特に被災した皆さんで、近所づきあいもまだまだこれから、という方が、「特殊詐欺に注意しろ」と言われたので、怖いので色々な所に出ていかないという慎重な方もおり、コミュニティもまだまだこれからという問題もあります。守る協議会につきましては、これまでも同じような取り組みがありましたので、それをベースに今回立ち上げましたが、先ほども宅配業者などのご提言もありましたので、もっともっと情報を集めながら、いい結果につながるような取組をして参りたいと思います。今後ともご指導・ご協力のほどお願い申し上げます。大変ありがとうございました。

(渡辺会長) ご挨拶をいただきました。ありがとうございます。それでは、他にございませんでしょうか。

議題（6）その他

(渡辺会長) それでは議題（6）「その他」について何かございますでしょうか。

(センター) センターから2点ございます。消費者教育ウェブ教材「伊達学園」の中に、新しいコンテンツ「授業でござる」を制作いたしましたので、ご報告申し上げます。お手元に資料4としてお配りしてございますが、このコンテンツは、小学校高学年の授業の中で実際に使える教材として、今回新たに製作したものでございます。本日はご欠席されますが、この審議会委員の伊東校長先生を中心とする現場の先生方が検討メンバーとして、原案作成の段階から係わってくださり、この審議会委員の亀井先生とそのゼミの学生さんたちからもご意見を頂戴し、検討を重ねながら、製作を進めてきたもので、この3月1日に「伊達学園」にアップいたしました。現在、検討メンバーの先生に授業での指導案を作成していただいているところでして、今月中には指導案についてもアップする予定でございます。検討過程で、実際に学校の授業で使ってみたところ、やはりといいますか、身近な先生が作った教材ということで、子どもたちの反応も上々で、先生方のモチベーションもアップしていると伺っております。こちらの絵にありますように、これに合わせて「伊達学園」

のトップページの伊達武将隊のキャラクターも、真田幸村が加わるなど、新しくなっており、大人でも楽しめるクイズやゲームなどもあり、楽しみながら学べるサイトになっておりますので、是非アクセスしてみてください。次に、消費者川柳募集について、ご報告申し上げます。先の審議会で、消費者被害・特殊詐欺撲滅のための啓発と、「消費者市民社会」という理念を広く普及していくための新たなアプローチとして、「参加型の啓発」という発想で、消費者川柳を募集することをお伝えいたしましたが、つい先日、おとといのことになりますが、入賞作品の選考会を行いました。お手元に資料としてお配りしているのが、入賞作品の一覧表でございます。お陰様で、募集期間が昨年末から1月末までのひと月あまりの短い期間にもかかわらず、下は小学校1年生から、上は89歳の方まで、394人の方から合計724句のご応募をいただきました。子供らしく微笑ましい川柳から鋭くかつユーモアのある川柳まで、いずれも甲乙つけがたい多種多様な素晴らしい作品が集まりました。入賞作品の選考は、川柳宮城野社主幹の零石隆子様に選考委員長をお願いして、この事業の共催をいただいている宮城県警察本部、本市教育局、協賛をいただいているみやぎ生活協同組合様、アイリスオーヤマ様、後援をいただいている東北総合通信局、本市の市民局長、市民協働推進部長で厳正なる審査を行い決定いたしました。入賞作品の発表につきましては、3月末までに、ご本人には文書でお知らせし、市のホームページなどで公表するほか、センターが発行する消費生活情報誌「ゆたかなくらし5月号」にも掲載する予定でございます。また、5月の27日に開催する消費者月間記念行事の講演会に合せて、表彰式を行う予定でございます。委員の皆様方にもご案内をさせていただきますので、ご臨席を賜りたいと存じますのでよろしくお願ひいたします。

(渡辺会長) ご報告を2点いただきましたが、何かご質問はございますか。

(加藤委員) パンフレットの表紙に伊達武将隊は使えないのでしょうか。さつちもかわいいですが、武将隊がメジャーになってきておりますので若者受けするのかなと。

(センター) ご意見として賜ります。

(渡辺会長) それでは、ご多忙の中ご参集いただき、熱心なご議論をいただきありがとうございました。ほかにございませんようでしたら、センターにお返しいたします。

平成28年4月26日

仙台市消費生活審議会会長

会議録署名委員

渡辺達徳

大西二郎

